

## 医療機関等での医療費の支払いが困難な方へ

利府町国民健康保険に加入し、次のいずれかに該当する方は、医療機関等での医療費の支払いを減免又は猶予することができる場合があります。

- ①大雨や台風等の自然災害や火災により自宅等の資産が被害を受けた
- ②農業や漁業を営む方が自然災害等により収入が著しく減少した
- ③失業や事業の廃業等により療養期間中の収入が著しく減少した

詳しくはご相談ください。

## 後期高齢者医療被保険者証の更新について

現在お持ちの被保険者証は、有効期限が令和4年9月30日までとなっています。10月1日以降にご使用いただく被保険者証は、9月中に被保険者ごとに簡易書留郵便で送付します。今回の更新に伴い、被保険者証の色が、これまでの「桃色」から「緑色」に変わりますので、10月から病院等を受診する際は、「緑色」の被保険者証を提示してください。

なお、有効期限が9月30日までの被保険者証は、10月以降に町民課国保年金係まで返却していただくか、個人情報に注意し、ご自身で破棄してください。



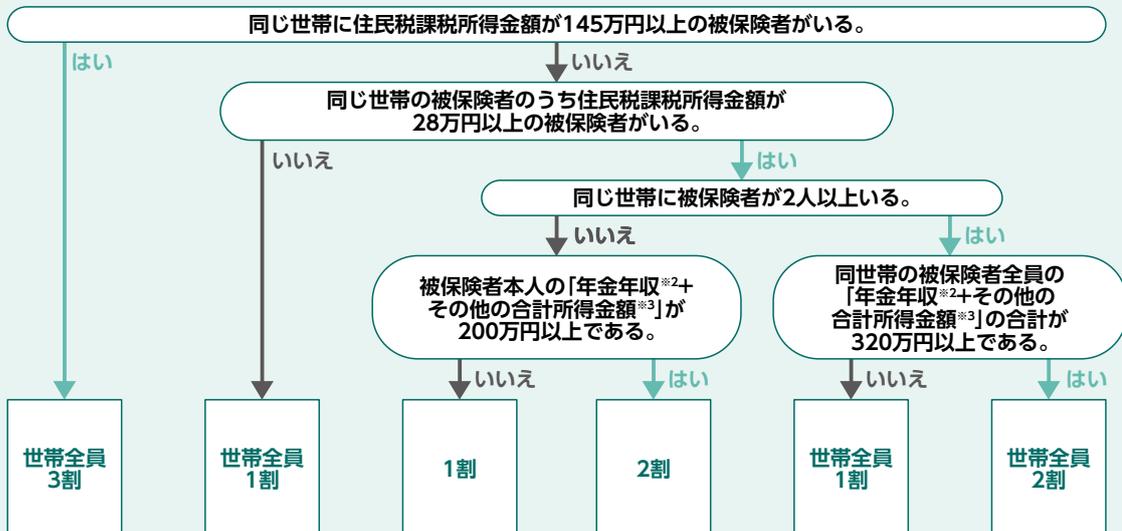
## 後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しについて

令和4年10月1日から、被保険者が一定以上の所得のある世帯の方は、窓口負担割合3割の方（現役並み所得者）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

新たに2割負担の対象となる方は、以下のとおりとなっております。詳細については、お問い合わせください。

### 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の方の住民税課税所得金額<sup>※1</sup>や年金収入<sup>※2</sup>をもとに、世帯単位で判定します。（令和3年中の所得をもとに判定します。）



※1 「住民税課税所得金額」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額

※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。

※3 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除を差し引いた後の金額

※非課税世帯の方は1割負担となります。

### ●窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ先

質問内容	問い合わせ先	電話番号	受付時間
窓口負担割合の判定や計算方法等に関するご質問等	宮城県後期高齢者医療広域連合保険料課	022-266-1021	月～金（土日・祝日除く。） 8:30～17:15
窓口負担割合の見直しの目的や理由に関するご質問等	後期高齢者窓口負担割合コールセンター（国）	0120-002-719	月～土（日・祝日除く。） 9:00～18:00